

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱（案）

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の試験実施要領（平成元年2月16日付63環大規第202号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第127条第2項の規定に基づき、窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器等に関する情報を提供するため、該当する機器の認定その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「小規模燃焼機器」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 蒸気ボイラーのうち、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第2条で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10平方メートル未満であり、かつ熱出力が35キロワット以上のもの（以下単に「蒸気ボイラー」という。）
- 二 温水ボイラー（次号に掲げるものを除く。）のうち、伝熱面積が10平方メートル未満であり、かつ熱出力が35キロワット以上のもの（以下単に「温水ボイラー」という。）
- 三 先止め式の瞬間湯沸器（給湯付ふろがまの給湯部を含む。）であって、伝熱面積が10平方メートル未満であり、かつ熱出力が35キロワット以上のもの（以下「給湯器」という。）
- 四 日本工業規格 B 8417に定める真空式温水発生機又は日本工業規格 B 8418に定める無圧式温水発生機であって、伝熱面積が10平方メートル未満のもの（以下「温水発生機」という。）
- 五 日本工業規格 B 8622に定める直だき吸収冷温水機であって、伝熱面積が10平方メートル未満であり、かつ定格加熱能力が35キロワット以上のもの（以下「冷温水発生機」という。）
- 六 日本工業規格 B 8627に定めるガスヒートポンプであって、定格冷房標準ガス消費量又は定格暖房標準ガス消費量のいずれか大きいものが1時間当たり8立方メートル未満のもの（以下単に「ガスヒートポンプ」という。）
- 七 日本工業規格 B 8121に定めるコージェネレーションユニットのうちガス機関を原動機に使用して運転するものであって、発電出力が5キロワット以上であり、かつ定格燃料消費量が1時間当たり8立方メートル未満のもの（以下単に「コージェネレーションユニット」という。）

(低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会)

第3条 知事は、次条第1項に規定する低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定その他この要綱の施行に必要な事項について意見を聴取するため、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。

2 認定委員会の組織及び運営に必要な事項については、別に要領で定める。

(認定)

第4条 知事は、小規模燃焼機器であって、次の各号に掲げる認定区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合すると認めるものを、当該機器を製造（相手先商標製品として供給を受けた製品の販売を含む。以下同じ。）する者の申請により、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器として認定する。

一 グレードAA 別表第1の機器の種類欄に掲げる機器の種類区分に応じ、同表の認定基準欄に掲げる窒素酸化物排出濃度基準及びエネルギー効率基準のいずれにも適合すること

二 グレードA 別表第2の機器の種類欄に掲げる機器の種類区分に応じ、同表の認定基準欄に掲げる窒素酸化物排出濃度基準及びエネルギー効率基準のいずれにも適合すること（グレードAAに該当する場合を除く。）

2 前項の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に要領で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

二 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

三 申請する機器の型式名称

四 申請する機器の種類、構造及び使用燃料

五 申請する機器の窒素酸化物排出濃度及びエネルギー効率

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る機器が第1項各号に掲げる基準のいずれにも該当しないと認めるときは、当該申請者に対し、様式1によりその旨を通知するものとする。

(認定書の交付等)

第5条 知事は、前条第1項の規定により低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器を認定したときは、当該機器に係る申請者に対し、様式2による低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定書（以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定書を交付したときは、次の事項を公示するものとする。

一 認定書の交付を受けた者（以下「認定機器製造事業者」という。）の氏名（法人にあつては名称）

二 認定した低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の種類及び型式名称

三 認定区分及び認定番号

(低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の表示)

第6条 認定機器製造事業者は、機器へのラベルの貼付、仕様書や取扱説明書等への記載、インターネットの利用による公表その他の方法により、当該機器が低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器であることをわかりやすく表示するように努めるものとする。

(氏名の変更等の届出)

第7条 認定機器製造事業者は、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）又は住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）に変更があつたときは、別に要領で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合で、認定機器製造事業者の氏名（法人にあつては、名称）に変更があつたときは、その旨を公示するものとする。

(付属設備等の変更の届出)

第8条 認定機器製造者は、製造する低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器について、窒素酸化物排出濃度及びエネルギー効率に影響を及ぼさない軽微な変更を行ったときは、別に要領で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、窒素酸化物排出濃度及びエネルギー効率に影響がないと認めるときは、当該届出者に対し、様式3による承認書を交付するものとする。

(承継)

第9条 認定機器製造者について相続、合併又は分割（低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器を製造する事業を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該認定書の交付を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により認定機器製造者の地位を承継した者は、別に要領で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつた場合には、その旨を公示するものとする。

(認定の取消し)

第10条 知事は、第3条第1項の規定により認定した低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第3条第1項の認定を受けたとき。

二 第2条の「小規模燃焼機器」に当たらないことが明らかとなったとき、又は第4条第1項各号に規定する基準に適合しないことが明らかとなったとき。

三 当該機器に係る認定機器製造者が、正当な理由なく、次条の規定による報告の求めに応じず、又は虚偽の報告を行い、若しくは第11条第1項の規定による立入検査を拒

み、妨げ、又は忌避したとき。

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消そうとする場合には、当該機器に係る認定機器製造事業者に対し、取消しの原因となる事実を通知し、弁明の機会を付与しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(報告)

第11条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定機器製造者に対し、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の製造及び販売の状況その他の事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第12条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、関係職員に、認定機器製造者の同意を得て、その事業所に立ち入り、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の試験手順及び試験結果を記録した帳簿、試験に用いた測定装置その他の物件若しくは低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器に係る製造、出荷時の検査その他の業務の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 月 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりされた認定その他の処分又はこの要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている申請、届出その他の手続は、それぞれこの要綱の相当の規定に基づいてされた処分又は手続とみなす。この場合において、第4条第1項各号に掲げる基準に適合しないものについての認定は、平成 年 月 日までの間に限り有効とする。

別表第1（グレードAAの認定基準）

機器の種類	窒素酸化物排出濃度	エネルギー効率
蒸気ボイラー	40ppm（液体を燃料とするものにあつては60ppm）以下であること	次の各号に掲げる伝熱面積の区分に応じ、ボイラー効率が当該各号に掲げる値以上であること 一 5㎡以上 97%（液体を燃料とするものにあつては96%） 二 5㎡未満 95%
温水ボイラー	40ppm（液体を燃料とするものにあつては60ppm）以下であること	熱効率が93%以上であること
給湯器	50ppm（液体を燃料とするものにあつては60ppm）以下であること	熱効率が95%以上であること
温水発生機	40ppm（液体を燃料とするものにあつては60ppm）以下であること	熱効率が95%以上であること
冷温水発生機	40ppm（液体を燃料とするものにあつては60ppm）以下であること	次の各号に掲げる定格冷凍能力の区分に応じ、冷房成績係数（COP）が当該各号に掲げる値以上であること 一 352kW以上 1.4 二 352kW未満 1.3
ガスヒートポンプ	80ppm以下であること	次の各号に掲げる冷房能力の区分に応じ、期間成績係数（APFP）が、当該各号に掲げる値以上であること 一 56kW以上 1.88 二 45kW以上56kW未満 1.80 三 35.5kW以上45kW未満 1.64 四 28kW以上35.5kW未満 1.38 五 28kW未満 1.23

備考 窒素酸化物排出濃度の欄に掲げる濃度及びエネルギー効率の欄に掲げる効率の値については、別に要領で定める試験方法により算出されたものとする。

別表第2（グレードAの認定基準）

機器の種類	窒素酸化物排出濃度	エネルギー効率
蒸気ボイラー	50ppm（液体を燃料とするものにあつては70ppm）以下であること	ボイラ効率が90%以上（伝熱面積が5㎡未満で、かつ液体を燃料とするものにあつては89%以上）であること
温水ボイラー	50ppm（液体を燃料とするものにあつては70ppm）以下であること	熱効率が88%以上であること
給湯器	60ppm（液体を燃料とするものにあつては70ppm）以下であること	熱効率が90%以上であること
温水発生機	50ppm（液体を燃料とするものにあつては70ppm）以下であること	熱効率が88%以上であること
冷温水発生機	50ppm（液体を燃料とするものにあつては70ppm）以下であること	次の各号に掲げる定格冷凍能力の区分に応じ、冷房成績係数（COP）が当該各号に掲げる値以上であること 一 352kW以上 1.2 二 352kW未満 1.1
ガスヒートポンプ	次の各号に掲げる冷房能力の区分に応じ、当該各号に掲げる濃度以下であること 一 45kW以上 90ppm 二 45kW未満 100ppm	次の各号に掲げる冷房能力の区分に応じ、期間成績係数（APF _p ）が当該各号に掲げる値以上であること 一 56kW以上 1.70 二 45kW以上56kW未満 1.59 三 35.5kW以上45kW未満 1.46 四 28kW以上35.5kW未満 1.27 五 28kW未満 1.12
コージェネレーションユニット	150ppm以下であること	C G U発電端総合効率が85%以上であること

備考 窒素酸化物排出濃度の欄に掲げる濃度及びエネルギー効率の欄に掲げる効率の値については、別に要領で定める試験方法により算出されたものとする。